

ご契約内容〔契約概要〕

お 願 い

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入（増額）の前に、必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
また、ここでは、ご契約内容の概要や代表事例を示しています。お申し込みの際には、必ず具体的なご契約内容が表示されている「パンフレット」および中面の「注意喚起情報」をあわせてご参照ください。

保険の名称

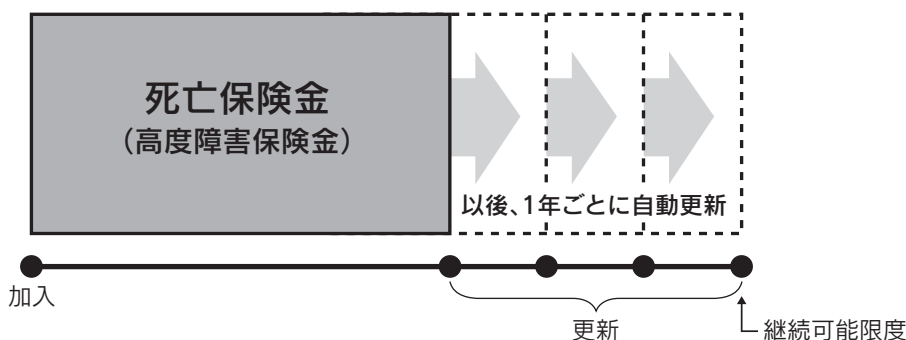
この保険の正式名称は、「団体定期保険（S51）」です。なお、無配当型の場合は、「無配当団体定期保険」となります。

※特約が付加されている場合、特約を含めた名称がパンフレットに記載されています。ご確認ください。

保険の特徴

この保険は、企業・団体の従業員などを対象とし、万一の場合の保障を確保するために企業・団体を契約者として運営する、保険期間1年の定期保険です。所定の加入対象者であれば更新によりパンフレットに記載の継続可能限度までご継続が可能です。

更新のイメージ



- ・保険料をお払い込みいただく期間は保険期間と同じです。
- ・加入できる保険金額・給付金額、保険金・給付金のお支払いなどについては、パンフレットに記載されていますのでご覧ください。

保 険 期 間

保険期間は1年間で、保障開始日（責任開始日）はパンフレットに記載のとおりです。

- ・特段のお申し出がない場合には、以後前年と同内容で自動的に更新されます。ただし、年齢により保険金額が自動的に減額される場合があります。パンフレットにて十分ご確認ください。
- ・継続可能限度が設定されている場合があります。パンフレットにて十分ご確認ください。

（注）継続可能限度を超過した場合は、継続できず、脱退となります。

保 険 料

保険料は、契約時および毎年の更新時の加入状況に基づき、契約ごとに算出し（以後1年間）適用されます。また、払込方法、払込経路なども契約ごとに異なります。パンフレットにて十分ご確認ください。

配当金（有配当型の場合）

この保険は、毎年団体ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の前年度の決算実績および団体の加入状況などの一定の基準に基づいて計算した配当金を契約者にお支払いするしくみになっています。

したがって、将来お支払いする配当金は変動し、0となる可能性もあります。

なお、無配当団体定期保険にご加入の場合は、この配当金はありませんが、その分保険料は安くなります。

返戻金・満期保険金

この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による満期保険金はありません。

主な支払事由

保険金・給付金をお支払いする場合の主な事由は、以下のとおりです。いずれも保険期間中に該当した場合に限ります。
実際のお支払いの決定は、保険金・給付金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断します。

※増額の場合の増額部分については、「加入」を「増額」と読み替えます。

- ・死亡保険金
死亡した場合
- ・高度障害保険金
加入日以後に生じた傷害または疾病により所定の高度障害状態（パンフレットに記載。以下同じ）になった場合
- ・その他特約保険金など
その他特約が付加されている場合は、パンフレットにその保障内容（支払事由）を記載しています。
該当箇所を十分ご確認ください。

注意事項

- * 死亡保険金と高度障害保険金は重複して支払われません。
- * 高度障害保険金がお支払された場合、それ以降の保障は消滅します。（再加入はできません。）
- * 保険金・給付金のご請求は、これらの権利を行使できる時から3年間を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

保険金・給付金をお支払いできない場合

『特に重要なお知らせ』（本書面4ページ）に、保険金・給付金をお支払いできない場合の代表例が記載されています。必ずご確認ください。

この制度に関する相談などについて	パンフレットに記載の「お問い合わせ先」へご連絡ください。
当社の生命保険業務に関する 質問、相談、ならびに苦情について	お客さま相談室 0120-880-533 (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)
引受保険会社(事務幹事会社)	この保険の引受保険会社(事務幹事会社)は、メットライフ生命保険株式会社です。 共同取扱契約(複数の保険会社が引受保険会社となっている契約)の場合は、パンフレットにそれぞれの引受保険会社名が列挙されています。この場合、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

特に重要なお知らせ〔注意喚起情報〕

お 願 い

この「注意喚起情報」は、ご加入（増額）のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入（増額）の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、その他詳細については、パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

告知に関する重要事項

当社が書面でおたずねすることがらについて、ありのままを告知ください（告知義務）。

以下の事項は告知をする際の重要事項ですので、告知をする前に、必ずご確認ください。

- ・現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。
生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方などが無条件で加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申し込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態などについて「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- ・生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）・契約者の職員などは告知受領権がなく、口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。告知をされる場合は、生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。
- ・当社では、ご契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応をしています。傷病歴などがある場合でも、その内容によってはお引き受けできることがありますので、ありのままを正確に告知ください（お引き受けできないことや「特定障害不担保」などの特別な条件をつけてお引き受けすることもあります）。
- ・告知いただくことがらは、「告知書」に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合、「告知義務違反」としてご契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されることがあり、保険金・給付金が支払われない場合があります。

※上記の場合以外にも、ご加入時の状況などにより、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知されなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取り消しとなることがあります。また、取り消しとなった場合にはすでに払い込まれた保険料について返金されません）。

※告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することができます。

加入（増額）にあたっての重要事項

ご加入のお申し込みの撤回などに関する事項（クーリング・オフ）

この保険は団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申し込みには、クーリング・オフの適用がありません。

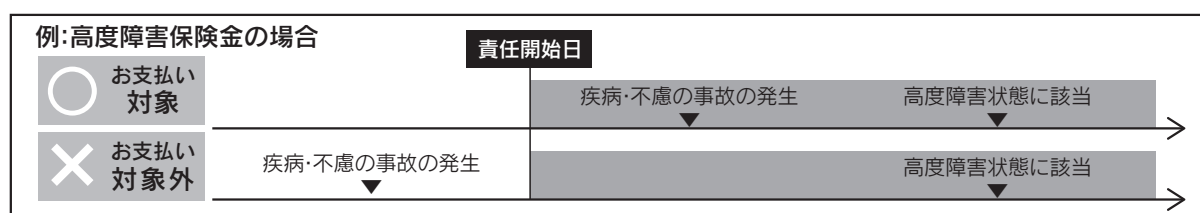
責任開始について

提出された加入申込書（告知書）に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「保障開始日」からご契約上の責任を負います。

なお、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約へのご加入を決定（承諾）する権限（代理権）はありませんので、お客さまからのご加入のお申し込みに対して引受保険会社が承諾することが必要です。

保険金・給付金をお支払いできない場合(代表例)

- (注)増額の場合の増額部分については、「加入」を「増額」と読み替えます。増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金・給付金が支払われません。
- ・契約者または被保険者がご加入の際に、故意または重大な過失により、当社が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げ、契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - ・契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取る目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - ・契約者から当社に保険料の払い込みがなされず契約が失効し、失効日以後に支払事由が生じたとき
 - ・ご加入の際に契約者または被保険者に詐欺の行為があり、契約の全部またはその被保険者に対する部分が取り消しとなったとき
 - ・ご加入の際に契約者または被保険者に保険金・給付金を不法に取得する目的または保険金・給付金を他人に不法に取得させる目的があり、契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効となったとき
 - ・支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がないとき
 - ・その他以下の事由に該当したとき
 - ①加入日から起算して1年以内の被保険者の自殺
 - ②契約者の故意による死亡または高度障害
 - ③死亡保険金受取人の故意による死亡
 - ④その被保険者または高度障害保険金受取人の故意による高度障害
 - ⑤戦争その他の変乱による死亡または高度障害*
- * 該当された被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を減額して支払うことがあります。
- ・高度障害保険金や給付金については、加入(責任開始)日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合はお支払いの対象となりません。なお、その傷病や不慮の事故などについて告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。



* 給付金についても同様となります。

その他特約が付加されているときも保険金・給付金が支払われない場合があります。パンフレットに記載していますので十分ご確認ください。

保険金・給付金のお支払いについて

保険金・給付金のご請求は、団体(ご契約者)経由でしていただく必要がありますので、保険金・給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット・引受保険会社のホームページにも記載していますので、あわせてご確認ください。保険金・給付金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

返戻金について

この保険には、被保険者の脱退による返戻金はありません。

保険金・給付金の削減・生命保険契約者保護機構

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社(引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています)が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(tel: 03-3286-2820)まで、お問い合わせください。

生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
www.metlife.co.jp